

社会福祉施設の運営管理

- 1 理念・基本方針	
(1) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。	
評価結果	社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられている。</p> <p>b) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられていない。</p> <p>c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p>
評価結果	社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に周知している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために利用開始前に具体的な説明がなされ、かつ、利用開始後も、疑問や質問等が生じた場合に対応するための具体的な体制ができています。</p> <p>b) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために利用開始前に具体的な説明がなされているが、利用開始後に疑問や質問等が生じた場合に対応する具体的な体制はできていない。</p> <p>c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうための利用開始前の説明が十分ではない。</p>
<p>【 -1 理念・基本方針の特記事項】</p> <p>・理念・基本方針が明文化され各部屋に掲示されている (1) -</p> <p>・パンフレットに分かりやすい文章で記載しており質疑に対応できる体制が確立されている。(1) -</p>	

- 2 事業計画	
(1) サービスの質の向上に向けた事業計画を策定している。	
評価結果	福祉サービス実施機関としての中・長期的な課題を把握している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができています。</p> <p>b) サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。</p> <p>c) サービス内容やサービス実施体制について、中・長期的な課題や問題点を把握していない。</p>
評価結果	中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が適切に策定されている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができています。</p> <p>b) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。</p> <p>c) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について、課題や問題点を把握していない。</p>

(2) 事業計画の評価を行っている。	
評価結果	事業計画の実施状況に関する評価を行っている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われており、そのための評価の様式が整備されている。</p> <p>b) 事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われているが、そのための評価の様式が整備されていない。</p> <p>c) 事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われていない。</p>
<p>【 -2 事業計画の特記事項】</p> <p>・自己評価が保育サービス向上に結びつくような様式の整備が進められている(2) -</p>	

-3 管理者の責任とリーダーシップ	
(1) 管理者の責任が明確にされている。	
評価結果	管理者の責任が明文化されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されており、かつ共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されているが、共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されていない。</p>
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
評価結果	管理者は福祉サービスの向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。</p> <p>b) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りはしていない。</p> <p>c) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っておらず、職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りもしていない。</p>
<p>【 -3 管理者のリーダーシップの特記事項】</p> <p>・就業規則に明記されている。職務分掌を年度初頭の職員会議で発表し管理者及び各職員の責任のあり方が明示されている。(1) -</p> <p>・全員の分担を決めており、分担ごとの意見発表の場が設けられており、反省点を改善・向上に結びつける仕組みができている。(2) -</p>	

- 4 体制及び責任	
(1) 施設の運営が適切に行われている。	
評価結果	施設内の組織について職制・職務分掌等を明確にしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職種ごとの分担や責任の所在が明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。</p> <p>b) 職種ごとの分担や責任の所在が明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは、十分に行われていない。</p> <p>c) 職種ごとの対する分担や責任の所在が明文化されていない。</p>
評価結果	サービス内容の記録や引き継ぎは適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。</p> <p>b) サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは十分ではない。</p> <p>c) サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されていない。</p>
<p>【 -4 体制及び責任の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年度クラス発表時にそれぞれの「役割ノート」に責任分担を明記し徹底を図っている。(1) - ・「育児ノート」、「クラスノート」、「保育日誌」、「児童票」等を有効に活用して成果をあげている。(1) - 	

- 5 経営状況の把握	
(1) 経営環境の変化等に対応している。	
評価結果	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行い、把握された情報について職員と共通認識を図る場を設けている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っているが、把握された情報について職員と共通認識を図る場を設けていない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っていない。</p>
評価結果	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場を設けている。</p> <p>b) 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 経営状況の分析的な把握も改善に向けた具体的な取り組みも行っていない。</p>

<p>【 -5 経営状況の把握の特記事項】</p> <p>・社会福祉全体の最新の動向について、園長自身が全国に目を向けて積極的に動向の把握に努めており、「職員会議」で逐一説明が行われている。(1) -</p>
--

- 6 サービス内容の検討体制	
(1) 質の向上のための取り組みが行われている。	
評価結果	提供するサービス全般の内容検討が定期的に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会等が職種や経験年数の異なる委員から構成され、かつ他施設の情報等も取り入れながら定期的開催されている。</p> <p>b) 提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が職種や経験年数の異なる委員から構成されているが、定期的開催されておらず、他施設の情報等を取り入れたものでもない。</p> <p>c) 提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が組織されていない。</p>
評価結果	サービス全般の検討内容や結果について、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 検討内容や結果が記録されており、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みを行っている。</p> <p>b) 検討内容や結果が記録されているが、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みは行われていない。</p> <p>c) 検討内容や結果が記録されておらず、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みも行われていない。</p>
<p>【 -6 サービス内容の検討体制の特記事項】</p> <p>・行事の都度、係り分担ごとの内容検討から全体のサービス向上に向けての定期的な検討会が実施されている。(1) -</p>	

- 7 人事管理・研修	
(1) 人事管理の体制が整備されている。	
評価結果	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができているが、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。</p>

評価結果	人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。</p> <p>b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。</p> <p>c) 定期的な人事考課を実施していない。</p>
(2) 職員の就業環境に配慮がなされている。	
評価結果	職員の就業環境や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。</p> <p>b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。</p> <p>c) 職員の就業環境や意向を把握していない。</p>
評価結果	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入し、かつ組織として独自の福利厚生事業を実施している。</p> <p>b) 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を実施していない。</p> <p>c) 福利厚生事業への取り組みを実施していない。</p>
(3) 職員の研修体制が確立している。	
評価結果	職員の資質向上に関する目標を設定している。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定し、担当者を中心にして職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。</p> <p>b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。</p> <p>c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標も設定されておらず、組織的な計画推進もできていない。</p>
評価結果	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。</p> <p>b) 職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画は策定されていない。</p> <p>c) 職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられておらず、研修計画も策定されていない。</p>

【 -7 人事管理・研修の特記事項】

- ・保育園独自の福利厚生事業を実施している。(2) -
- ・年度末に意見を聞く機会を設けている。(3) -

地域等との関係

- 1 地域社会との関係	
(1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。	
評価結果	社会福祉施設としての役割等についての理解を深めるための取り組みをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうような活動をしていて、協力団体等の施設を支援する組織がある。</p> <p>b) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活動をしているが、施設を支援する組織がない。</p> <p>c) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活動をしていない。</p>
評価結果	専門機能が地域で活用されるための取り組みをしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行い、かつ職員が共通認識を持つ機会を設けている。</p> <p>b) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行っているが、職員が共通認識を持つ機会を設けていない。</p> <p>c) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行っていない。</p>
<p>【 -1 地域社会等との関係の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域行事（桐生祭）への参加、地域の組織（長寿会）との連携、餅つき・ハイキング・運動会等の催しを通じて理解を深めている。（1）- ・子育て支援センターを新築し、より多くの地域貢献に努めている。（1）- 	

- 2 ボランティアの受け入れ	
(1) ボランティアの受け入れが適切に行われている。	
評価結果	ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されているが、職員間で共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されていない。</p>
評価結果	ボランティアの受け入れにあたり利用者及びボランティアに適切な説明がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアに対して必要な事前説明を行い、かつ利用者に対しても活動開始前の説明を十分行っている。</p> <p>b) ボランティアに対して必要な事前説明を行っているが、利用者に対しての活動開始前の説明が十分ではない。</p> <p>c) ボランティアに対しての必要な事前説明や利用者に対しての活動開始前の説明も行われていない。</p>
評価結果	ボランティアの受け入れに関しての工夫がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアに関する担当者が決められており、かつトラブル処理を含めてのボランティア受け入れマニュアルが整備されている。</p> <p>b) ボランティアに関する担当者が決められているが、マニュアルは整備されていない。</p> <p>c) ボランティアに関する担当者が決められておらず、マニュアルも整備されていない。</p>
評価結果	ボランティアからの疑問等に応えている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアからの疑問等について適切に対応し、必要に応じて業務改善につなげる体制ができている。</p> <p>b) ボランティアからの疑問等について対応はするが、業務改善につなげるような体制はできていない。</p> <p>c) ボランティアからの疑問等を受け付けるような環境を整えていない。</p>
【 -2 ボランティアの受け入れの特記事項】	

- 3 実習生・体験学習への対応	
(1) 実習生や体験学習の受け入れが適切に行われている。	
評価結果	実習生や体験学習の受け入れに関する基本的な考え方が明示されており、共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が明示されているが、職員間で共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が明示されていない。</p>
評価結果	実習や体験学習の意味について利用者及び実習生に適切な説明がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行い、かつ実習や体験学習開始前に利用者の理解を得ている。</p> <p>b) 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行っているが、実習や体験学習開始前の利用者の理解は十分に得ていない。</p> <p>c) 受け入れにあたって、実習生に対しての事前説明や利用者の理解は得ていない。</p>
評価結果	効果的な実習や体験学習を行うための工夫がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 受け入れに関する指導担当者が決められており、かつ効果的な実習並びに体験学習が行われるためにトラブル処理を含めての受け入れマニュアルが整備されている。</p> <p>b) 受け入れに関する指導担当者が決められているが、受け入れマニュアルは整備されていない。</p> <p>c) 受け入れに関する指導担当者が決められておらず、受け入れマニュアルも整備されていない。</p>
【 -3 実習生・体験学習への対応の特記事項】	

保育サービスの利用開始

-1 保育サービスの開始時の対応	
(1) 保育サービスの開始が適切に行われている。	
評価結果	保育所が行っている保育サービスに関する情報の提供を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所が実施する保育サービス等の情報について、保護者がサービス選択し易いような工夫のもと、適切かつ積極的な情報提供を行っている。</p> <p>b) 保育所が実施する保育サービス等の情報について、保護者が適切なサービス選択に易いような工夫はしているが、積極的な情報提供を行っていない。</p> <p>c) 保育所が実施する保育サービス等の情報は提供しているが、保護者がサービス選択し易いような特別な工夫や情報提供をしていない。</p>
評価結果	保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に行うとともに、意向を把握して、同意を得ている。</p> <p>b) 保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に説明を行い、同意を得ているが、意向を把握していない。</p> <p>c) 保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に説明を行っているが、同意を得たり、意向を把握したりしていない。</p>
<p>【 -1 保育サービスの開始時の対応の特記事項】</p> <p>・保育サービス等はパンフレット、HPで情報提供を行っている。入園時配布用のパンフレットには理念の他、諸注意・防犯対策・保護者会会則・年間の保育計画と行事計画・交通指導計画・苦情の取り扱い方法等が12項目に分類表示されている。(1) -</p>	

指導計画の策定・変更

-1 指導計画の管理体制	
(1) 導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。	
評価結果	指導計画の作成、実施において責任者が定められている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 指導計画の作成を統括する担当者を置き、かつその実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定め、指導助言が行われている。</p> <p>b) 指導計画の作成を統括する担当者を置き、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めているが、指導助言は十分ではない。</p> <p>c) 指導計画の作成を職員が個々に行っている。</p>
評価結果	指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるとともにその内容について、会議等で職員間の共有化が図られるような体制が整備されている。</p> <p>b) 指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるような体制が整備されているが、その内容について、会議等で職員間の共有化が図られていない。</p> <p>c) 指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるような体制が整備されておらず、会議等で職員間の共有化も図られていない。</p>
<p>【 -1 指導計画の管理体制の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任保育士が指導計画の作成を統括しており、園長がその指導計画の実施状況を総合的に把握、管理している。指導計画は年間指導計画、月案、週案が作成されている。(1) - ・指導計画の作成や変更は主任保育士を通じて園長に報告される仕組みになっており、職員の共通認識が意見聴取に基づいて図られる体制になっている。(1) - 	

-2 指導計画の策定	
(1) 子ども一人一人についてアセスメントを行っている。	
評価結果	子どもの情報(事実)を把握している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として児童票を用意したうえで、子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握する様式を整備し、かつ把握された全ての子どもの情報について会議等で職員間の共通認識が図られている。</p> <p>b) 保育所として児童票を用意したうえで、子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握する様式を整備しているが、把握された全ての子どもの情報について会議等で職員間の共通認識が十分図られていない。</p> <p>c) 保育所として児童票を用意しているが、子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握する様式は整備されていない。</p>

評価結果	一人一人の子どもの個別性に配慮し、年齢や発達状況に考慮した指導計画となっている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人一人の個別性に配慮し、かつ年齢や発達状況を考慮した指導計画となっている。</p> <p>b) 子どもの年齢や発達状況を考慮してはいるが、一人一人の個別性に配慮した指導計画となっていない。</p> <p>c) 子ども一人一人の年齢や発達状況に考慮した指導計画となっていない。</p>
<p>【 -2 指導計画の策定の特記事項】</p> <p>・「児童票」には子供の身体状況、生活状況が記載されている。クラスノートを作成し「個々の子供の様子」、「保育者の関わり」の欄に子供の状況を記入し、関係する職員間の共通認識を図っている。(1) -</p>	

-3 保育の実施	
(1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。	
評価結果	一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する職員が共通に理解している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの記録が詳細に記されており、それぞれの子どもに関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 一人一人の子どもの記録が詳細に記されているが、それぞれの子どもに関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 一人一人の子どもの記録は十分ではなく、それぞれの子どもに関係する職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
評価結果	一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うための会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</p> <p>b) 会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>c) 会議を開催していない。</p>
(2) 保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。	
評価結果	各種マニュアルについての定期的な見直しが行われ、周知徹底されている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 各マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行い、職員に周知徹底されている。</p> <p>b) 各マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っているが、職員への周知徹底は十分ではない。</p> <p>c) 定期的な検証・見直しはしていない。</p>
<p>【 -3 保育の実施の特記事項】</p> <p>・「保育日誌」「クラスノート」に子供一人一人の状況を記録している。「保育日誌」「クラスノート」は回覧し、関係する職員の情報共有を図っている。(1) -</p> <p>・「乳児会議」「幼児会議」「給食会議」を月1回、「職員会議」を月2回それぞれ定期的に開催している。その他緊急性を要する場合等必要に応じて会議を開催している。(1) -</p> <p>・「危機管理」「ケガ対応」「健康管理」「地震防災計画」「消防」「感染症対応」「受容」「虐待の初期対応」のマニュアルが整備されている。各種マニュアルは定期的に検証を行っている。(2) -</p>	

- 4 指導計画の評価・変更	
(1) 保育サービスを実施した結果を評価し、その結果により、指導計画を見直している。	
評価結果	指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、それぞれの指導計画を見直している。</u></p> <p>b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果がそれぞれの指導計画に十分反映されていない。</p> <p>c) 定期的な指導計画の評価を行っていない。</p>
評価結果	指導計画の見直しにあたり、子どもの状況に配慮し、保護者の意向を反映している。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況に配慮し、かつ保護者の意向を反映している。</p> <p><u>b) 指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況に配慮しているが、保護者の意向は反映させていない。</u></p> <p>c) 指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況や保護者の意向も反映していない。</p>
<p>【 - 4 指導計画の評価・変更の特記事項】</p> <p>・指導計画は毎週その評価を行っている。幼児は主任保育士、乳児は決められた担当者がそれぞれ助言を行い、新たな指導計画が作成されている。(1) -</p>	

保育サービスの内容

-1 子どもの権利擁護	
(1) 子どもの人権に配慮している。	
評価結果	子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができています。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を収集・把握し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を収集・把握しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を収集・把握していない。</p>
評価結果	子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備され、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルは整備されていない。</p>
評価結果	虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待等については、就業規則（サービス規定等）・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応策が定められている。</p> <p>b) 虐待等については、就業規則（サービス規定等）・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応策は定められていない。</p> <p>c) 虐待等については、就業規則（サービス規定等）・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化されていない。</p>
(2) 子どもの自尊心に配慮している。	
評価結果	基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、それに基づく子どもの自尊心への配慮についての具体的な援助を実施している。</p> <p>b) 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられているが、それに基づく子どもの自尊心への配慮についての具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

(3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。	
評価 結果	プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程があり、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルを整備し、かつ職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程があり、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程はあるが、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルは整備されていない。</p>
(4) 苦情解決ができる体制が適切である。	
評価 結果	保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられ、保護者への周知徹底が図られている。</p> <p>b) 苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられているが、保護者への周知が十分ではない。</p> <p>c) 苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、保護者への周知も十分ではない。</p>
<p>【 -1 子どもの権利擁護の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務にあたっての心得」の中に子供の権利擁護に関する規定があり、全職員に配布されている。「全国保育士会倫理要綱」やインターネットで最新の情報を収集し、それらに基づき職員会議で共通認識を図っている。(1) - ・「職員会議」で事例検討を行い、「しつけ」との違い、問題状況の把握等について話し合っている。(1) - ・「子どもへの理解を深める為に受容マニュアル」があり、排泄では、時間、言葉遣いに配慮する等が規定されている。「職員会議」を通じて、共通認識が図られている。「クラスノート」に、子供の自尊心へ配慮した援助に関する記録を行っている。(2) - ・「守秘義務の遵守マニュアル」があり、事例も記載されている。職員から提案された議題を「クラスノート」に記載し、「職員会議」で話し合い共通認識を図っている。(3) - ・入園時に「苦情申し出窓口」のパンフレットを配布して内容の説明を行い、「苦情受付書」を活用し、保護者への周知徹底を図っている。(4) - 	

- 2 生活環境	
(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。	
評価 結果	保育室の採光や換気、温度・湿度等に配慮している。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。</p> <p>b) 保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。</p> <p>c) 保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
評価 結果	子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。</p> <p>b) 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。</p> <p>c) 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>【 - 2 生活環境の特記事項】</p> <p>・季節に合わせて職員が保育室の飾りつけを行っている。園児たちの作ったものは、保育室に展示されている。保育室の雰囲気や音等の環境づくりに関して、「職員会議」で検討し改善を行っている。(1) -</p>	

- 3 午睡	
(1) 午睡しやすいような環境に配慮している。	
評価 結果	午睡の環境づくりに配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境づくりや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。</p> <p>b) 落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境づくりや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。</p> <p>c) 落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境作りや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場は特に設けられていない。</p>
評価 結果	子ども一人一人の状況に応じた午睡について配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて、職員が共通認識を図る場が設けられ、安心して心地よい眠りにつけるような具体的な援助が行われている。</p> <p>b) 子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて職員が共通認識を図る場が設けられているが、安心して心地よい眠りにつけるような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて職員が共通認識を図る場が設けられていない。</p>

<p>【 - 3 午睡の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼寝のスペースには、畳を敷き、カーテンを閉め、音楽をかける等の配慮を行っている。週に一度、布団の日光消毒、シーツ洗濯を行い、衛生面にも配慮している。(1) - ・午睡については、月ごとの「指導計画」に明示され、午睡の状況を「昼寝見回りチェックシート」に記録しており、「クラスノート」、「保育ノート」への記入を通じて共通認識が図られている。寝ない子に対しては、添い寝をする、絵本を読む等、子供一人一人に応じた援助を行っている。(1) -

<p>- 4 食事</p>	
<p>(1) 給食内容の向上に努めている。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている</p>
<p>a</p>	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的実施し、給食内容の向上などに反映させている。</u></p> <p>b) 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的実施しているが、給食内容の向上などには反映させていない。</p> <p>c) 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的には実施せず、給食内容の向上などにも反映させていない。</p>
<p>評価結果</p>	<p>日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、必要に応じて、子どもの食事状況を保護者に知らせている。</p>
<p>a</p>	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、必要に応じ、子どもの食事状況を知らせ、その嗜好や食事状況に基づき献立を改善している。</u></p> <p>b) 日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、食事状況は知らせているが、嗜好や食事状況に基づいた献立の改善は十分ではない。</p> <p>c) 日々の給食やおやつを保護者に展示をせず、食事状況も特に知らせていない。</p>
<p>(2) 子どもの状況に応じた食事に配慮している。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>子ども一人一人の状況に応じた食事に配慮している。</p>
<p>a</p>	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ家庭と連携して子ども一人一人の状況に応じた食事の取り組みが具体的に行われている。</u></p> <p>b) 子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、家庭と連携して子ども一人一人の状況に応じた食事の取り組みが十分ではない。</p> <p>c) 子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

評価結果	アレルギーを持つ子どもの状況に応じた食事に配慮している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 専門医や家庭と連携して、子ども一人一人の食事に配慮し、除去食や代替食を用意している。</u></p> <p>b) 専門医や家庭と連携して、子ども一人一人の食事に配慮し、除去食を用意しているが、代替食は用意していない。</p> <p>c) 専門医や家庭と連携して、子ども一人一人の食事に配慮しているが、除去食や代替食への対応ができていない。</p>
(3) 食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。	
評価結果	食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 楽しくおいしく食べることについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、食器類の材質や形、テーブルクロス等の食事環境に工夫し、かつ様々な食事のスタイルを取り入れるような取り組みをしている。</p> <p><u>b) 楽しくおいしく食べることについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、食器類の材質や形、テーブルクロス等の食事環境に工夫しているが、様々な食事のスタイルを取り入れるような取り組みは十分ではない。</u></p> <p>c) 楽しくおいしく食べることについて、職員が共通認識を図る場が設けられておらず、食事環境の工夫も十分ではない。</p>
(4) 食事に関心を持つような取り組みを行っている。	
評価結果	食事の大切さについて共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、昼食やおやつのある方に具体的に反映されている。</u></p> <p>b) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられてはいるが、昼食やおやつのある方への反映が十分ではない。</p> <p>c) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられてはいない。</p>
<p>【 - 4 食事の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月献立表を保護者に配布し、ベランダの中央展示ケースにその日の給食・おやつを展示している。一人一人の食事状況については、職員が口頭や「連絡ノート」を通じて保護者に伝えている。(1) - ・「給食一言ノート」(0・1歳児は「育児ノート」)を作成し、保護者との情報交換を行っている。少量を希望する子には少量に、おかわりは自主的に、食べるのが遅い子には、無理に急がせない等、子供の負担にならないように配慮している。(2) - ・ランチマットを換える、合同給食など、楽しくおいしく食べる食事環境に工夫している。(3) - 「食育」「マナー」についてのマニュアルがあり、「職員会議」で食べることの大切さについて共通認識を図っている。ミニ農園を通じて、食に関心を持つ体験を実施している。(4) - 	

- 5 排泄	
(1) 排泄の援助が適切である。	
評価結果	子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u> 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられ、援助が必要な子ども一人一人に対して、個別の計画に基づいて具体的な援助を実施している。</p> <p>b) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子ども一人一人に対しての個別の計画に基づいての具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(2) 排泄時の快適性を確保するための取り組みを行っている。	
評価結果	トイレの快適性や雰囲気作りに工夫している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u> トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられ、トイレの雰囲気作りに具体的に反映されている。</p> <p>b) トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、トイレの雰囲気作りへの反映は十分でない。</p> <p>c) トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>【 - 5 排泄の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室にトイレが設置されており、個別の援助が行われている。年度始めには、職員がトイレの中に入って子供を誘導し、気持ちよく排泄できるように取り組んでいる。「クラス会議」で個別の対応について検討し、「職員会議」で共通認識を図っている。1~2歳児には、個別指導計画も立てられている。 (1) - ・トイレの快適性について、壁の飾りつけに関する工夫等を、「職員会議」で話し合い共通認識を図っている。「清掃手順のマニュアル」に基づいて清掃を行い、快適性を向上させるように取り組んでいる。 (2) - 	

- 6 性差への配慮	
(1) 性差への配慮をしている。	
評価結果	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)</u> 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等が整備され、かつ性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等が整備されているが、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等は整備されていない。</p>
<p>【 - 6 性差への配慮の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性差防止マニュアル」があり、ロッカー、下駄箱の男女別色分けを廃止し、同色にする等「職員会議」で共通認識を図り、差別行動を防止する取り組みを行っている。「男の子だから」「女の子だから」等の言葉を使わない等、言動への配慮を行っている。(1) - 	

- 7 友達や社会との関わり	
(1) 子どもの友達関係や社会性が育つよう配慮している。	
評価結果	友達との関わり合いを把握しているとともに必要な援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a)子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ援助が必要な子ども一人一人に応じた具体的な援助を行っている。</p> <p>b)子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子ども一人一人に応じた具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c)子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>
評価結果	互いに尊重し合う心を育てるような援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a)子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられ、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助を行っている。</p> <p>b)子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられているが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c)子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
評価結果	社会性を育てるような援助を行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a)子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、協調性を養うことやルールを身につけさせるような具体的な援助を行っている。</p> <p>b)子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、協調性を養うことやルールを身につけさせるような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c)子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>
(2) 身近な自然や社会と関わられるような取り組みを行っている。	
評価結果	身近な自然との主体的な係わりを重視している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a)子どもが主体的に身近な自然や動植物に関わることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、その取り組みに具体的に反映されている。</p> <p>b)子どもが主体的に身近な自然に動植物に関わることの意味について職員が共通認識を図る場が設けられているが、取り組みへの反映は十分ではない。</p> <p>c)子どもが主体的に身近な自然に関わっていくことの意味について職員の共通認識が図られていない。</p>

評価結果	様々な人々との係わりを重視している。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、ふれあう機会等を積極的に作っている。</u></p> <p>b)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について職員が共通認識を図る場が設けられているが、ふれあう機会等は十分ではない。</p> <p>c)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について職員が共通認識を図る場が特に設けられていない。</p>
<p>【 - 7 友達や社会との関わりの特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの友達との関わり合いの状況は「クラスノート」に記載し、月1回の「指導計画会議」で報告されている。(1) - ・給食の用意、後片付けを通じて協調性を養っている。役割分担に応じたお手伝いを年齢に応じて行っている。散歩の際に、道路の歩き方などの交通ルールをその都度説明している。(1) - ・園内にミニ農園があり、実際に子どもたちが種まきから収穫までを行い、収穫したものは給食で食べている。園の近隣に自然があり、職員が「散歩マップ」を作成して自然や動物と触れ合う機会を頻繁に設けている。(2) - ・「おもちつき」、「ハイキング」、「お遊戯会」において、地域の高齢者との交流を図っている。(2) - 	

- 8 表現活動	
(1) 子どもの表現活動についての援助が適切である。	
評価結果	一人一人の子どもが自分の気持ちを自由に表現することができるような配慮がなされている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a)一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やはたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場が設けられ、表現活動について具体的に工夫している。</u></p> <p>b)一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やはたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場は設けられているが、表現活動についての具体的な工夫は十分ではない。</p> <p>c)一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やはたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場は設けられておらず、具体的な工夫も十分ではない。</p>
【 - 8 表現活動の特記事項】	

- 9 障害児保育	
(1) 障害児保育の実施が適切である。	
評価結果	障害児保育のための個別援助計画の策定が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートを用意し、個別援助計画が策定されており、かつその内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所として家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートを用意し、個別援助計画は策定されているが、その内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 個別援助計画は策定されているが、保育所としての家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートは用意されていない。</p>
<p>【 - 9 障害児保育の特記事項】</p> <p>・アセスメントシートが準備されており、障害に応じて個別指導計画が策定されている。(現在該当する子どもはいない) (1) -</p>	

-10 乳児保育	
(1) 乳児保育の実施が適切である。	
評価結果	乳児保育のための環境が整備されている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ乳児の生活環境に具体的に反映されている。</p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられているが、乳児の生活環境への反映は十分ではない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>
評価結果	乳児保育のための個別援助計画が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意し、それに基づいて乳児一人一人に対する個別援助計画が策定されており、かつ職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意し、それに基づいて乳児一人一人に対する個別援助計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意していない。</p>
<p>【 -10 乳児保育の特記事項】</p> <p>・乳児組に関しては「授乳」「食事」「離乳の進め方」のマニュアルに基づいて保育が実施されている。又、0歳児組に関しては更に「衛生と安全について」のマニュアルが作成されている。(1) -</p> <p>・「児童票」、「指導計画」が一人一人作成されており、「クラス会議」を通じて関係する職員の共通認識を図っている。(1) -</p>	

-11 子育て支援（相談対応）	
(1) 入所児童の保護者の育児支援を行っている。	
評価結果	保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 保護者の相談に対応するマニュアルを整備し、かつ相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられている。</u></p> <p>b) 保護者の相談に対応するマニュアルを整備しているが、相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 保護者の相談に対応するマニュアルを整備しておらず、相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場も設けられていない。</p>
評価結果	一人一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が行われ、かつ保護者の要望に応じた個別相談等を行っている。</u></p> <p>b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が行われているが、保護者の要望に応じた個別相談等は十分に行われていない。</p> <p>c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が十分ではない。</p>
評価結果	家庭の状況や保護者との個別面談における情報交換の内容が適切に記録されている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 情報交換や相談の内容が記録され、かつ記録することの視点や意味について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p><u>b) 情報交換や相談の内容が記録されているが、記録することの視点や意味について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</u></p> <p>c) 情報交換や相談の内容が記録されていない。</p>
(2) 地域の子育て支援を行っている。	
評価結果	育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p><u>a) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについて、職員の共通認識を図る場を設け、かつ子育てに関する情報提供を十分に行っている。</u></p> <p>b) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについて、職員の共通認識を図る場を設けているが、子育てに関する情報提供は十分ではない。</p> <p>c) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについて、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>

(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。	
評価 結果	虐待を受けていると疑われる子どもについて、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられ、的確かつ早期に対応できる体制になっている。</p> <p>b) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられているが、的確かつ早期に対応できる体制ではない。</p> <p>c) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルが整備されておらず、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p>
評価 結果	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対して、適切に対応する体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルを整備し、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場を設け、かつ児童相談所等の関係機関との情報交換や連携が密接に行われている。</p> <p>b) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルを整備し、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場を設けているが、児童相談所等の関係機関との情報交換や連携は十分ではない。</p> <p>c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルは整備されておらず、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
<p>【 -11 子育て支援（相談対応）の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談・対応の留意点」マニュアルが作成されており、受付の手順や、関係機関（子育て支援センターが設置されている）との連携について共通認識が図られている。（1）- ・送迎時には、必ず保護者と口頭でコミュニケーションをとっている。「連絡ノート」を活用し、書面でも情報交換を行っている。年1回は家庭訪問を行い、5歳児は、2月に2者面談を行っている。（1）- ・保護者との情報交換、相談内容については、「相談・記録用紙」を活用している。軽微な相談については「クラスノート」に記録している。（1）- ・子育て支援センター（愛称スマイル）が開設されており、入園時に各家庭にパンフレットを配布し、又保健福祉会館にも案内を置いて情報提供を行うと共に、地域の子育て支援を行っている。毎月「スマイル通信」が発行されており、親子で楽しめる遊び、場所の提供を行っている。（2）- ・「虐待が疑われる事例の対応マニュアル」があり、「職員会議」で検証している。（3）- ・「保護者に対しての対応マニュアル」が作成されている。関係機関との連携がとれるよう、職員室、各保育室に連絡方法一覧表が掲示されている。（3）- 	

-12 保護者との連携	
(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。	
評価 結果	保護者への情報提供が適切に行われている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者に対しては、保育所全般の情報が定期的に提供されているとともに、子ども一人一人の情報も十分に提供されている。</p> <p>b) 保護者に対しては、保育所全般の情報が定期的に提供されているが、子ども一人一人の情報の提供は十分ではない。</p> <p>c) 保護者に対しては、保育所全般の情報の提供は不定期であり、子ども一人一人の情報は特に提供されていない。</p>
評価 結果	保護者との協力関係が適切に図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ行事等の共同企画・運営や保護者の自主的な活動・交流を援助する体制ができています。</p> <p>b) 保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、行事等の共同運営は行われているが、保護者の自主的な活動・交流を援助する体制はできていない。</p> <p>c) 保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、行事等の共同運営も行われていない。</p>
<p>【 -12 保護者との連携の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の情報はホームページの作成や、入園時の配布資料で、保育目標・年中行事・園の概要・1日の流れ等を伝えている。入園後は毎月「園だより」を発行、保護者に配布している。その日の一人一人の状況は、送迎時の口頭での連絡や、「連絡ノート」で保護者に伝えている。 (1) - ・ 保護者会が設置され、「保護者会報」が発行されている。夏祭り・運動会・クリスマス会・草むしり等は保護者会と園とで共同企画し、連携をとりながら運営されている。保護者も積極的に行事参加している。 (1) - 	

子ども主体の保育サービス

- 1 子どもや保護者の意向の尊重	
(1) 子どもや保護者の意向を尊重している。	
評価結果	子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルを整備し、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場を設けている。</p> <p>b) 子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルは整備されているが、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルは整備されておらず、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
評価結果	保護者と共通理解を図り、意向を尊重している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者と保育所が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場を設け、定期的に懇談会等を開催して積極的に保護者の意向を把握し、尊重している。</p> <p>b) 保護者と保育所が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場を設け、定期的に懇談会等を開催して保護者の意向を把握しているが、意向の尊重は十分ではない。</p> <p>c) 保護者と保育所が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場は設けられておらず、保護者の意向の把握や尊重は十分ではない。</p>
<p>【 - 1 子どもや保護者の意向の尊重の特記事項】</p> <p>・ 子供への理解を深めるための「受容マニュアル」があり、職員の勉強会を通じて共通認識を図っている。 (1) -</p> <p>・ 保護者の役員会、二者面談、子供の送迎時を通じて、保護者の意向を把握し尊重している。 (1) -</p>	

- 2 子どもの主体性、自発性への配慮	
(1) 子どもの主体性に配慮している。	
評価結果	子どもの主体性を育てるような配慮を行っている。
c	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの主体性を育てることの意味について職員の共通認識を図る場を設け、自分から問題に取り組んだり、解決したりするような援助を具体的に行っている。</p> <p>b) 子どもの主体性を育てることの意味について職員の共通認識を図る場を設けているが、自分から問題に取り組んだり、解決したりするような具体的な援助は十分ではない。</p> <p>c) 子どもの主体性を育てることの意味についての職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p>

(2) 生活習慣や生理現象に関しては子どもの状況に応じて対応している。	
評価 結果	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じた援助をしている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について職員の共通認識を図る場が設けられ、援助が必要な子どもに対しては、個別計画に基づいて具体的な援助を実施している。</p> <p>b) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子どもに対しては、個別計画に基づいての具体的な援助の実施は十分ではない。</p> <p>c) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、援助が必要な子どもに対して、個別計画に基づいての具体的な援助の実施も十分ではない。</p>
<p>【 - 2 子どもの主体性、自発性への配慮の特記事項】</p> <p>・衣服の着脱・排泄に関しては「個別指導計画」を通じて職員の共通認識を図っている。援助が必要な子どもに対しては、「個別指導計画」に基づいて援助している。(2) -</p>	

健康管理・安全管理

- 1 健康管理	
(1) 健康管理が適切に行われている。	
評価結果	入所時の子どもの健康状況把握の必要性について、職員に共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として入所時の子どもの健康状況を把握するための調査票等を整備し、かつ入所時の健康調査の必要性についての共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所として入所時の子どもの健康状況を把握するための調査票等が整備されているが、入所時の健康調査の必要性についての共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康状態に関する調査票等が整備されていない。</p>
評価結果	アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、保護者と連携して適切な対応を行っている。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制ができており、かつ対応の仕方について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制ができていないが、対応の仕方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制ができていない。</p>
評価結果	子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの健康管理のマニュアルを整備し、かつ子ども一人一人の健康状態に配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの健康管理のマニュアルを整備しているが、子ども一人一人の健康状態に配慮することについて、職員が共通認識を図るための場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康管理のマニュアルを整備されておらず、子ども一人一人の健康状態に配慮することについて、職員が共通認識を図るための場も設けられていない。</p>
<p>【 - 1 健康管理の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭調査票」や「家庭での子供の姿」で、子供の家庭での状況を把握している。(1) - ・アレルギー疾患を持つ子供の、注意すべき食べ物を把握している。(1) - ・「健康管理マニュアル」があり、職員の共通認識が図られている。(1) - 	

- 2 安全管理	
(1) 事故防止のための取り組みを行っている。	
評価 結果	発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例を確実に把握する体制ができている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制が整備され、職員の共通認識を図る場を設け、周知徹底している。</p> <p>b) 保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けておらず、周知徹底は十分ではない。</p> <p>c) 保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制は整備されておらず、職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
評価 結果	事故防止のための体制が適切である。
b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な取り組みを行っている。</p> <p>b) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な取り組みは十分ではない。</p> <p>c) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
(2) 防犯のための取り組みを行っている。	
評価 結果	防犯のための具体的な取り組みを行っている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析をし、防犯についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な取り組みを行っている。</p> <p>b) 子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な取り組みは十分ではない</p> <p>c) 子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</p>
(3) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。	
評価 結果	事故補償（賠償）について周知徹底している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布するとともに、その内容について説明会等を開催し、周知徹底されている。</p> <p>b) 子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布しているが、その内容について説明会等を開催しておらず、周知徹底されていない。</p> <p>c) 子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布していない。</p>

評価結果	事故（けが、急病等）や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</p> <p>b) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルは整備されていない。</p>

(4) 与薬のシステムが適切である。

評価結果	与薬について、適切に行われるような体制になっている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 与薬のシステムについてのマニュアルを整備し、かつ子ども一人一人に確実に実施することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</p> <p>b) 与薬のシステムについてのマニュアルを整備しているが、子ども一人一人に確実に実施することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 与薬のシステムについてのマニュアルは整備されていない。</p>

【 -2 安全管理の特記事項】

- ・「危機管理マニュアル」に規定されている事故対応手順に基づき、「事故記録簿」「ひやりはっと報告書」が責任者に報告されている。事故事例や事故につながりそうな事例は職員会議で報告され、共通認識が図られている。(1) -
- ・毎朝、職員による遊具点検を実施している。(1) -
- ・群馬県青少年子ども課保育グループから通知される事故発生報告に基づいて、職員会議を招集し対応を周知している。(2) -
- ・災害共済保険への加入に関して、保護者全員に説明書類を配布し、「保護者会」「保育参観」において説明している。(3) -
- ・「危機管理マニュアル」に規定されている園内事故・病気・食中毒・ケガ対応手順に基づき対応している。職員会議で共通認識が図られている。(3) -
- ・与薬マニュアルに基づき、保護者から提出される与薬依頼書に従い与薬し、与薬後は与薬者を記入している。与薬は原則として法律上禁止事項にあたることを職員は認識している。(4) -

- 3 衛生管理・感染症対策

(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

評価結果	衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。</p>

評価結果	感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症への対応についてのマニュアルを整備し、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</p> <p>b) 感染症への対応についてのマニュアルを整備しているが、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 感染症への対応についてのマニュアルは整備されていない。</p>
評価結果	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルが整備され、職員の共通認識が図られている。
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</p> <p>b) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</p> <p>c) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。</p>
<p>【 -3 衛生管理・感染症対策の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「衛生管理マニュアル」に基づき保育室や多目的スペース等の衛生管理が行われている。(1) - ・「感染症対応マニュアル」に基づき発生状況の連絡手順や対応手順が定められている。(1) - ・「給食における衛生管理マニュアル」に調理場の衛生管理方法が規定されている。トイレが保育室ごとにあり、それぞれの保育室ごとに清掃手順が規定されている。(1) - 	